

# 野沢温泉村医師奨学資金貸付条例

平成20年3月19日

条例第2号

## (目的)

第1条 この条例は、将来医師として村内の医療機関に従事する意志がある者に対し、奨学資金を貸付けることにより、村内医療における医師の育成と確保を図ることを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例における用語の定義は、次に掲げるところによる。

(1) 医大生 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学（同法第62条に規定する大学院を除く。）の医学を履修する課程に在学する者をいう

(2) 研修医 臨床研修（医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に規定する臨床研修をいう。）又は専門研修（医師の専門性に関する研修のうち、地域医療に従事するためのものをいう。）を受けている医師をいう

## (貸付対象者)

第3条 貸付対象者は、医大生であつて、将来医師として村内の医療機関に従事する意思を有する者とする。

## (貸付金額)

第4条 奨学資金の貸付金額は、規則で定める。

## (貸付期間)

第5条 奨学資金の貸付期間は、貸付決定の日の属する月から大学を卒業する日の属する月までとする。ただし、当該貸付期間は7年間を限度とする。

## (貸付けの申請)

第6条 奨学資金の貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則で定めるところにより村長に申請書を提出しなければならない。

## (連帯保証人)

第7条 申請者は、2人の連帯保証人を立てなければならない。

2 前項の連帯保証人は、奨学資金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）と連帯して債務を負担するものとする。

## (貸付けの決定)

第8条 村長は、第6条の申請書を受理したときは、内容を審査し貸付けの適否を決定し、その旨を申請者に通知しなければならない。

## (貸付けの休止及び停止)

第9条 村長は、借受者が休学し、若しくは停学の処分を受けたときは、その事実が生じた日の属する月の翌月分からその事実が消滅した日の属する月の分まで、

奨学資金の貸付けを休止するものとする。この場合において、貸付けを行わない期間の分として既に貸付けられた奨学資金があるときは、その奨学資金は、その事実が消滅した日の属する月の翌月以降の分として借受者に貸付けられたものとみなす。

2 村長は、借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、その事実が生じた日の属する月の分から奨学資金の貸付けを停止するものとする。

- (1) 死亡したとき
- (2) 大学を退学したとき
- (3) 学業成績が著しく不良となったと認められるとき
- (4) 奨学資金の貸付けを受けることを辞退したとき
- (5) 偽りその他不正の手段により奨学資金の貸付けを受けたとき
- (6) 前各号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき

(償還)

第 10 条 借受者は、第 5 条に規定する貸付期間が満了したとき、又は前条第 2 項の規定により貸付けを停止されたときは、償還請求を受けた日の翌日から償還完了の日までの日数に応じ、償還すべき額につき年 7.3 パーセントの割合で計算した利息を加えた額を村長の定める日（以下「償還期日」という。）まで一括して償還しなければならない。

2 借受者は、正当な理由がなく償還すべき額を償還期日までに償還しなかったときは、償還期日の翌日から償還を完了する日までの日数に応じ、償還すべき額につき年 14.6 パーセントの割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。

(償還の猶予)

第 11 条 前条の規定にかかわらず、村長は、借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間、貸付けを受けた奨学資金の償還及び利息の全部又は一部の支払いを猶予することができる。

- (1) 研修医として臨床研修又は専門研修を受けているとき
- (2) 奨学資金の貸付けを受けることを辞退した後も、引き続き大学に在学しているとき
- (3) 大学を卒業後 1 年間に限り、医師の免許を取得しようとするとき
- (4) 大学を卒業後及び研修医としての研修終了後 5 年間に限り、村長が指定する医療機関に従事しているとき
- (5) 村内の医療機関に従事しているとき
- (6) 疾病、災害その他やむを得ない理由により奨学資金の償還及び利息の支払いが困難であると認められるとき

(償還の免除)

第 12 条 村長は、借受者が奨学資金の貸付けを受けた期間の 2 倍に相当する期間（以下「必要従事期間」という。）、医師として村内の医療機関に従事した場合、

奨学資金の償還を免除する。ただし、必要従事期間が5年に満たないときはこの期間を5年とする。

(償還の裁量免除)

第13条 前条に規定する場合を除くほか、村長は、借受者が死亡、疾病、災害その他やむを得ない理由により業務に従事することができなくなったときは、奨学資金の償還及び利息の支払の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

## 野沢温泉村医師奨学資金貸付条例施行規則

平成20年3月18日

規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、野沢温泉村医師奨学資金貸付条例（平成20年野沢温泉村条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(貸付金額)

第2条 条例第4条の規則で定める奨学資金の貸付金額は、月額30万円以内とする。

(貸付けの申請)

第3条 条例第6条の規定により、奨学資金の貸付けを受けようとする者は、医師奨学資金貸付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書（様式第2号）
- (2) 大学の在学証明書又は合格通知書の写し
- (3) 在学する大学の学長又は学部長の推薦調書（大学入学前にあつては卒業した高等学校長の推薦調書）（様式第3号）
- (4) 連帯保証人の印鑑登録証明書及び所得証明書

(連帯保証人)

第4条 条例第7条に規定する連帯保証人は、次の各号の要件を備える者でなければならない。

- (1) 独立の生計を営む成人
  - (2) 奨学資金の償還及び利息の支払（以下「償還」という。）の能力及び責任を有することができる者
- 2 申請者が未成年であるときは、連帯保証人のうち一人はその者の法定代理人としなければならない。ただし、村長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。
- 3 奨学資金の貸付けが決定した者及び奨学資金の貸付けを受けている者（以下「借受者」という。）は、連帯保証人の死亡その他の事由により連帯保証人を変更しようとするときは、連帯保証人変更願（様式第4号）を村長に提出し、その承認を受けなければならない。

(貸付けの決定等)

第5条 条例第8条の規定による貸付けの適否を決定するに当たっては、村長は野沢温泉村保健福祉委員会の意見を聴くものとし、必要に応じ面接等による審査を行うものとする。

- 2 条例第8条の規定による通知は、医師奨学資金貸付決定(不承認)通知書（様式

第5号)によるものとする。

(交付申請書の提出等)

第6条 条例第8条の規定により借受者となった者は、貸付けの決定の日から奨学資金の貸付けを受ける期間中、毎年度、村長の定める日までに医師奨学資金交付申請書(様式第6号)を村長に提出しなければならない。

2 借受者は、この場合においては所属する学年を記載した在学証明書を添付しなければならない。

3 奨学資金は、4月分から6月分までは5月に、7月分から9月分までは7月に、10月分から12月分までは10月に、1月分から3月分までは1月に交付するものとする。ただし、村長が特別の事情があると認めるときはこの限りでない。

4 借受者は、奨学資金を受領したときは、直ちに医師奨学資金受領書(様式第7号)を村長に提出しなければならない。

(借用証書の提出)

第7条 借受者は、貸付期間が終了したとき又は条例第9条第2項により貸付けを停止されたときは、連帯保証人が連署した医師奨学資金借用証書(様式第8号)を村長に提出しなければならない。

(償還の猶予の申請等)

第8条 条例第11条の規定により償還及び利息の全部又は一部の支払いの猶予を受けようとする者は、医師奨学資金償還猶予申請書(様式第9号)に、同条各号に掲げる事実を証する書類を添えて村長に提出しなければならない。

2 村長は、前項の申請書を受理したときは、償還の猶予の可否を決定し、医師奨学資金償還猶予決定(不承認)通知書(様式第10号)を申請者に通知するものとする。

(指定医療機関)

第9条 条例第11条第4号に規定する償還の猶予を受けられる村長が指定する医療機関は、公的医療機関(医療法(昭和23年法律第205号)第31条に規定する公的医療機関をいう)とする。

(償還の免除の申請等)

第10条 条例第12条又は第13条の規定により奨学資金の償還の全部又は一部の免除を受けようとする者は、医師奨学資金償還免除申請書(様式第11号)に次掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。

(1) 業務に従事した村内医療機関の名称、期間及びその期間内に休職した期間がある場合はその期間を証明する書類(様式第12号)

(2) 死亡又は疾病等により退職した場合にあっては、その内容及び年月日を証明する書類

2 村長は、前項の申請書を受理したときは、速やかに償還の免除の適否を決定し、医師奨学資金償還免除決定(不承認)通知書(様式第13号)により申請者に通知するものとする。

(期間の算定方法)

第 11 条 業務の従事期間の算定に当たっては、業務に従事した日の属する月から当該業務に従事しなくなった日の属する月までの期間をもって業務に従事した期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、同項の期間内に休職（業務に起因するものを除く。）し、又は停職となった期間があるときは、休職又は停職となった期間の開始する日の属する月からその終了する日の属する月までの月数を除いた期間をもって業務に従事した期間とする。

(届出書の提出)

第 12 条 借受者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、届出書（様式第 14 号）にその該当する事実を証する書類を添えて、当該事実の発生後直ちに村長に提出しなければならない。

(1) 条例第 8 条第 2 項の各号いずれかに該当したとき

(2) 氏名又は住所を変更したとき

(3) 医師の免許を取得したとき

(4) 借受者が休学又は復学したとき

(5) 連帯保証人の氏名、住所若しくは職業に変更があったとき又は死亡その他連帯保証人として責任を負うことができない事由が生じたとき

(補則)

第 13 条 この規則に定めるもののほか、奨学資金の貸付けに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。